

港北区年末たすけあい運動実施要綱

制 定 平成20年9月12日
最近改正 令和 元年8月 1日

1 目的

港北区では近年、高齢人口の増加や障害のある人の社会参加に伴う新たな福祉課題が生まれ、総合的な福祉施策の展開が望まれています。

このような展開を積極的に行うために、地域住民の連携を深め、現状を的確に把握し、年間を通じた計画的な援助の促進をはかる機会になるよう、共同募金運動の一環としての年末たすけあい運動を実施します。

- 2 実施団体 社会福祉法人 神奈川県共同募金会港北区支会
社会福祉法人 横浜市港北区社会福祉協議会
港北区各地区社会福祉協議会
港北区連合町内会
港北区民生委員児童委員協議会

- 3 協賛団体 港北区役所

- 4 実施期間 当該年度11月1日から12月31日まで

- 5 募金目標額 当該年7月1日現在の加入世帯数の0.95×@200円

6 募金活動及び配分

(1) 募金活動

募金活動は、地区社会福祉協議会（以下「地区社協」という。）の構成員である関係機関（自治会町内会・婦人会・民生委員児童委員等）の協力を得て実施します。

(2) 募金の配分

① 区社協による配分

ア 「港北区ふれあい助成金」及び「港北区みんなの助成金」の財源の一部にあてます。別に定める「港北区ふれあい助成金運営要綱」及び「港北区みんなの助成金運営要綱」に基づき配分します。

イ その他、区全体の地域福祉向上のために配分します。

② 地区社協による配分

次の4つの基準により配分します。

ア 在宅援護配分

要援護世帯の配分に重点を置き、民生委員による確認を通して、例えば、長期にわたる在宅ねたきり高齢者、あるいは重度障害児・者の介護にあたる家庭の激励など、経済的な視点からでなく、何らかの状況で生きづらさを抱えた世帯や困難な状況に立ち向かっている世帯等に、地域の連帯意識を盛りあげるよう配慮して配分します。

なお、生活保護世帯に対する配分は、公的扶助の充実にかんがみ、単に生活保護を受けているということのみで配分することなく、公の制度では手の届かないケースについて個々に対応を考えて配分します。

イ 社会福祉施設配分

社会福祉活動を行っている法定外福祉施設（障害者地域作業所など）について、配分します。

なお、地区の実状に応じて、法定福祉施設も対象とします。

ウ 社会福祉団体配分

地区社協活動のより一層の充実を図るために、地区社協の会員として参加している団体で、地区社協と目的を共有して福祉活動を行っている団体を対象とします。

ただし、地域において活発な福祉活動を行い、住民が自主的に運営している団体・グループで、地域福祉活動の推進が期待できるものに対しては、積極的に配分します。

エ 地区社会福祉協議会活動推進費

地区社協の運営費あるいは事業費として使います。

(3) 配分割合および基準

① 配分割合

区社協による配分は、年末たすけあい募金戸別募金目標額の3分の1の額とし、それ以外については、全額地区社協への配分とします。

地区社協は、次の割合を目標値として配分します。

ア 戸別配分は、配分額の20%を目安とします。

イ 施設配分は、配分額の10%を目安とします。

ウ 団体配分は、配分額の35%を目安とします。

エ 活動推進費は、配分額の35%を目安とします。

② 配分基準

ア 区社協による配分基準

「港北区ふれあい助成金」及び「港北区みんなの助成金」の配分基準は、「港北区ふれあい助成金運営要綱」及び「港北区みんなの助成金運営要綱」に基づきます。

イ 地区社協への配分基準は、「港北区年末たすけあい募金配分要綱」に基づきます。

(4) 配分審査

配分額は、地域の意向を尊重しながら配分委員会で決定します。

配分委員会は次のもので構成する。

① 本会会長

② 共同募金会港北区支会支会長

③ 各地区社会福祉協議会会長

④ 各地区民生委員児童委員協議会会長

⑤ 行政関係者（福祉保健センター担当部長）

また、本委員会委員長は共同募金会区支会支会長とし、副委員長は区社会福祉協議会会長とする。

7 実施方法

(1) 募金活動と振込み

① 募金封筒調査

募金封筒調査は、「年末たすけあい募金封筒数の調査」（様式1）にて、区社協から地区連合町内会に依頼します。

② 募金活動

各地区自治会町内会会長は、募金封筒を町内会世帯に配り、募金の協力依頼とともに募金を行い、連合町内会に未加入の自治会等へは区社協が行います。

③ 振込み

ア 地区社協会長

地区内の募金を集計し、第1回11月下旬もしくは第2回12月下旬までに共同募金会港北区支会に募金を振り込みます。

イ 共募港北区支会

各地区の募金を集計し、共同募金会横浜市支会を通して県共同募金会に送金します。

ウ 県共同募金会

区支会の配分計画書に沿った配分額が区社協に振り込まれます。

エ 区社協

配分委員会で決定した配分計画に沿った配分額を、各地区社協に12月中旬頃に振り込みます。

(2) 配分計画書

① 各地区社協会長

各地区社協の会長は、地区の配分対象を10月から調査し、「年末たすけあい配分金用途計画書」(様式2)を、11月中旬頃に区社協会長へ提出します。なお、在宅援護配分の配分対象者の調査については、各地区民児協が行うこととし、各地区民児協会長はとりまとめのうえ、「年末たすけあい配分対象者調査表」(様式3)を地区社協会長に提出します。

② 区社協

各地区社協から提出された配分計画書を基に、区の配分計画書を作成し、「年末たすけあい配分委員会」の承認を得て、12月上旬頃に共同募金会横浜市支会に提出します。

(3) 配分報告書

① 各地区社協会長

ア 配分結果

各地区社協会長は、配分結果を、「年末たすけあい配分金用途報告書」(様式4)に取りまとめ、当該年1月中旬頃に区社協会長へ提出します。

イ 大口寄付者及び特別寄付者名簿

各地区社協会長は、大口寄付者(5,000円以上)及び特別寄付者(個人50,000円以上、法人・団体100,000円以上)については、「年末たすけあい運動大口・特別寄付者名簿」(様式7)に住所・氏名・金額を記入し、区社協会長に報告します。

② 要援護世帯配分結果報告・名簿

ア 要援護世帯配分結果報告

要援護世帯への配分結果報告については、各地区民児協会長が「年末たすけあい配分金要援護世帯への配分結果報告」(様式5)でとりまとめ、地区社協会長に提出します。

イ 年末たすけあい配分金世帯名簿

各地区民協会長は、「年末たすけあい配分金世帯名簿」(様式6)に、配分時に対象世帯から受領印をもらい、区社協へ提出します。

③ 区社協会長

区社協会長は、地区配分、区配分をとりまとめ、報告書を1月末までに共同募金会横浜市支会に提出します。

8 礼状

大口寄付者（5,000円以上）には、区社協会長・共募区支会長名の礼状を、特別寄付者（個人50,000円以上、法人・団体100,000円以上）については、区社協会長の進達に基づき、県共募会長名の感謝状を贈呈します。

附 則

1 この要綱は平成20年9月16日から施行する。

附 則

1 この要綱は平成21年9月15日から施行する。

附 則

1 この要綱は平成26年9月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は平成30年8月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は令和元年8月1日から施行する。